



6/16(金) ぐっどらんど日帰り旅行 (左、滋賀ラコリーナ 右、琵琶湖シガン)

あゆみの家

No. 114号

地域生活支援拠点

二〇〇六(平成一八)年に障害者自立支援法 現在の障害者総合支援法が施行されたとき、市町村や都道府県には障害福祉計画の作成が義務づけられ、サービスの提供体制が計画的に整備される仕組みが導入されました。

この計画は三年を一期として見直されてきており、今年(二〇一七年)は第四期の最終年を迎えています。第五期の初年を来年(二〇一八年・平成三〇年)に控え、現在、その作成準備が各市町村、都道府県で始められています。なお、来年からは第一期障害児福祉計画の作成も義務づけられました。

これらの計画は、国の基本方針に基づいて進められます。本年三月三十一日に示された第五期の基本方針では、障害福祉サービスの提供体制確保の基本的事項や基本的考え方が明らかにされる中で、「障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現する」という文言が目にとまりました。

計画の基本方針は、地域全体でささえるシステムを実現することをめざし、そのために「地域生活支援の拠点づくり」など提供体制の整備が掲げられています。

次の第五期障害福祉計画作成にあたっては、この「地域生活支援拠点」の積極的整備が各市町村に求められています。地域生活支援拠点に必要な機能としては次の五つが上げられています。

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

「地域生活支援拠点」の目的の一つに、「重度化・高齢化や親亡き後」に備える”ことがあります。前述の5つの機能が有機的に結びつけられて実際に機能するようになるためにはまだまだ時間がかかりそうです。障がいのある人たちの安心のある生活づくりに地域全体で取り組んでいくという思いを共有化する時が来ています。